

第6回 著作権とは何ぞや？

著作物とは

小説、絵画、写真、音楽、ビデオ、映画などの思想又は感情を独創的に表現したものが、著作権の対象となる著作物です。

新聞、雑誌、カタログ、百科事典や、コンピュータプログラム（リスト）も著作物に含まれます。

但し、ソフトウェアのアイデアであるアルゴリズムは特許の対象となります。

あなたにも著作権が与えられる！

著作物を創作したした人を著作者といい、小説家・画家・音楽家、コンピュータプログラマーなどの創作活動を職業とする人だけでなく、全ての人は、著作物を創作すれば著作者になれます。

著作権は、著作者に発生するのが原則ですが、会社に属している場合、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社が著作者になることに注意しましょう。これを法人著作といいます。

著作権は、著作者に与えられますので、創作活動を行った個人に発生するのが原則ですが、法人著作の場合、その会社に発生することになります。

著作物を創作した時点で自動的に著作権が発生します。

死後50年間まで保護されるのが原則です。

著作権の保護期間は、原則として著作者生存年間及びその死後50年間です。但し、法人著作の場合、著作物の公表後50年間です。

映画の場合、公表後70年間に延長されました。

著作権を主張する！

マルCマークといわれる「©」と著作物の創作年月、著作者を著作物に表示することで、条約のお蔭でほとんど全世界に著作権を主張できます。

例： © 2008 . 07 . Co . , Ltd .

著作権（財産権）は譲渡できますが、著作者人格権は譲渡できません。
譲受けた著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変すると、著作者人格権の中の「同一性保持権」に違反することになりますので、要注意です。

財産権としての著作権には、次のような権利が含まれます。

複製権 著作物を印刷（出版権）、複写、写真、録音、録画などによって再製できる。

展示権 絵画、写真などの著作物を原作品によって展示できる。

頒布権 ビデオ・映画を上映し、複製物を頒布できる。

譲渡権 著作物の原作品又は複製物を譲渡できる。

貸与権 複製物を貸与できる。

翻訳権・翻案権 著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化できる（二次的著作物）。

著作権のある他人の著作物を利用するには？

- 1．著作者から著作物の利用について許諾を受ける。
- 2．出版権を設定してもらう。
- 3．著作権を譲り受ける。
- 4．私的使用（家庭内での使用）に限る。

次回（第7回）は、「職務発明とは何ぞや？」についてお話しをします。